

員全員で確認して、そういうふうにしたので、別に誘導とか、そういうのはなかったと思います。

司会：皆さん、自分なりの意見は言えたという理解でよろしいですか。ただ、否認事件などですと、結構悩ましい事件がありますけれども、有罪認定するに当たって合理的な疑いというところで、なかなか難しい問題があったというようなことはなかったですか。

裁判官：4番の方の事件や、7番、8番の方の事件は、本当に強い無罪主張をしていました。

司会：その辺りは、あまり悩まれることもなく、事実自体を認定するには、そんなに困らなかったという理解でよろしいですか。

経験者8番：はい、事実に基づいてということですから。

経験者4番：私の場合も被告人の方は徹底して無罪を主張してはいたのですが、私たちも、評議の中でも「動機はなんだろうか」というのがなかなかつかみきれないところがありました。動機がわからない、いろいろ難しい犯罪が起きてはいるのですが、果たして本当に動機というのが、今まで動機がないと有罪にはならないというのもあるような、とらえ方もあるようですが、今後こういったケースもあるのではないかと、終わった後に思いましたが、そういうこともみんな話しながら、評決を出す上でいろいろ意見は出て、まとめていったということで、別に難しかったとかいうことはありませんでした。みんないろいろ検証しながら、結果を出すことができましたと思います。

裁判官：若干補足させていただくと、実行犯と被告人に共謀があったかどうかというのが問題になったのですが、弁護人が弁論で「共謀があったと言えるのには、彼女に動機があったことが解明できなければ、共謀があったという認定はできないのではないのでしょうか」という問題提起をしまして、それについて、動機はなんだろうなといろいろ考えたということです。

司会：若干、動機にひっかかりはあるけれども、他の証拠で共謀を認定できるという事案だったということですかね。

それから、何件か被害者参加がされている事件がありましたが、それについて量刑を決める上でどの程度の影響がありましたか。影響があったか無かったかを含めて感想を聞かせていただければと思います。

経験者1番：心情的には、すごい影響がありました。妹が妊婦で、こんな妊娠時にこんな大変な思いをさせて、この被告人に対して、すごい、一人を殺しただけではないと思いましたね。求刑どおりの判決だったのですが、本当は、家族のことを思うとプラスアルファしてもよかったかもしれません。求刑どおりでしたので、家族も少しは納得しているみたいでしたが。

司会：求刑自体が軽い求刑だったのではないかとということですか。

経験者1番：私は思いました。家族を見てですね。

司会：求刑どおりの量刑をしたというところでは、だいぶ被害者参加の影響があったということですか。

経験者1番：家族はほっとして良かったとは思ったのですが、家族を見て、家族の為にも参加して詳細を知りたいでしょうし、自分たちも家族を見て、家族に対する、ただ失ったという気持ちだけを与えたのではなくて、おなかの中の子供にも良くない影響を与えたのではないかと思うと、ちょっと、すごく……。

裁判官：被害者の方のご兄弟が法廷に来られたのですが、そのうちの妹さんは妊婦さんで、そういう人も裁判に参加せざるを得なかったのは、事件を起こしたことによるということですか。

経験者1番：そうです。

司会：そういう意味ではだいぶ影響があったという理解ですね。他にありませんか。

経験者3番：本人は「ただ触りたかっただけ」とか「遊びたかっただけだから」

という軽い気持ちみたいなことを話していましたが、わいせつ行為をされた女の子たちは、すごい、とても怖い思いをしたと思うんですね、女性の立場からも、そういう常習みたいな感じで許せない、心のケアも必要だし、女の子たちが外にも行けなくなったというようなことも話していただきました、そういう心のケア、そして、これから成長して行って、結婚したりとかいうところにも影響が出てくるっていう話があって、その辺りはみんな考えて行こうって・・・。

裁判官：被害者の内の一人が被害者参加をして、本人は来れなかったので、被害者参加委託弁護士が本人の気持ちを代弁して述べたという事案です。

司会：それは意味があったということですね。

経験者3番：はい。

経験者6番：私の場合は被告が少年だったということで、みんな、いろいろその少年に対する思いとか、亡くなった子も少年であったし、その子の弟とかの顔も見ながら、母親の陳述も聞きながら、少年に対する感情移入ではないのですが、あまりの「無知さ」というのにも、考えさせられた事件であったし、刑をみんなで話し合うときにも、子供であっても、やはり殺人というのは重大なことなので、被害者の家族のことも考えれば、それ相当の償いはすべきだとみんなで話したのですが、そういった面では、求刑どおりではないのですが、それなりに「償ってきてほしいな」という気持ちで、そのような話し合いはしました。

司会：被害者参加の影響というのは、それなりに意味があったということですか。

経験者6番：やはり、その子（被害者）も少年であったということですので、未来はないじゃないですか、もう絶たれて。親御さんのことを考えた時に、自分自身の子供がそうなった場合、そういうふうにやられた場合にはどうなるのだろうというように、そういう感情的な部分もやはり出てきますよ

ね。

司会：少年だからということで、未熟だからといって刑を必ずしも下げることについてはどうかという感じがあったという理解でよろしいですか。

経験者 6 番：そうですね、やはり未熟ではあるけれども、やはり、やったことの重大さというのをわからないといけないというようには思いました。

司会：少年だからといって、それが故に未熟だから刑を下げるという理由にはならないのではないかとということで伺ってよろしいですか。

経験者 6 番：その子のいろいろな生い立ちも、可哀想なところもあって。少年であっても、やはり罪は償うべきで、やったことの責任はとってほしいと思いました。

司会：評議において、何か考えた方がいいのではないかとというようなことは何かありませんか。

(経験者はうなずくのみで特に意見は述べなかった。)

4 判決言い渡しについて

司会：判決言い渡しですけれども、これについては、評議をしたものが、結論として出て、それが判決の中身にちゃんと反映されているかどうかということになるかと思いますが、評議の結果として、裁判官が起案をした判決ですが、判決書自体を読まれて、それについての感想があればお聞きしたいのですが。一応、評議したことが反映されていて、特段、判決について、こういう点どうなのかなということ等、違和感はなかったという理解でよろしいですか。

経験者 7 番：私たちが判決を懲役何年とか、裁判員と裁判官とでどのように決めるのか、一番興味があったのですが、内容・・決め方・・みんなで説明を受けてやったんですけど、思ったよりは、失礼ですけど、簡単という言葉が当たっているかどうかわかりませんが、イメージよりは簡単に決め

ているなという感じでした。

司会：覚せい剤の事件ですが、量刑を決めるところで悩み深いというようなことはなく、淡々と量刑が決まったということですか。

経験者7番：この事件だからかもしれませんね。一般的にはこんな感じでやっているようなのか……。

裁判官：7番、8番の方の事件は、共犯者が別の裁判所で刑が出ていたので、ある程度それとの対比を考えると、納まるところに納まったということですかね。

経験者7番：そうかもしれないですね。

司会：確かに、実刑か執行猶予かというとかになると、いろいろと悩ましいところもあるのですが、事件の特性かもしれませんね。

それ以外に、判決言い渡しについて何かありませんか。

(経験者はうなずくのみで特に意見は述べなかった。)

5 守秘義務について

司会：守秘義務があつて、評議の秘密、あるいは、裁判で知り得た事件内容に関わる秘密は漏らしてはいけないということになっていますが、趣旨としては、裁判の公正さや信頼を確保するとともに、評議において自由に意見を述べられるよう、あの人が「こう言った、ああ言った」などということを外で言われた場合は、自由に言えないのではないかとということもありますので、そういう趣旨で設けられているものですがけれども、守秘義務があることについて負担があつたり、あるいは、必要性について「どうなのかな」というところで、守秘義務について御意見・御感想はありませんか。守秘義務があることによる負担感とかありますか。それとも、それ程「目に見えた形では無い」と伺ってよろしいでしょうか。

みなさん、うなずかれていますので負担は無かったということでもよろしいですか。

経験者1番：無かったですね。

司会：前回の意見交換会では、職場で裁判のことを聞かれたりして、守秘義務があって逆に良かったというような話も出ましたが、その時にも、具体的に困っているとか負担を感じているというような話は出なかったのですが、みなさんそういうことで理解してよろしいですか。

(経験者はうなづくのみで特に意見は述べなかった。)

6 選任手続について

司会：選任手続については、選任手続後の審理をいつするのかということで冒頭に少しお話を伺ったのですが、選任手続それ自体、何か、これは困ったとか、特段今のやり方で問題はないのか、その辺りでの御意見はありませんか。アンケート結果では、特段御意見は出ていませんが、何かありませんか。

経験者7番：30人くらい呼ばれて、その中から6人と補充裁判員2人選ばれますが、ランダムに選んでいると聞いているのですが、できたら、できるかどうかわかりませんが、みんなが見ている前でやってもらったら、一番理解が・・・。

「本当にランダムにやっているんだ」ということを少し思いました。

司会：ランダムにやっていることの担保がないのではないかとということですが、どうでしょうか。

裁判官：一度、パソコンの具合が悪くて、以前、抽選器を使いましたが、それでしたら、みなさんにわかりやすく納得してもらえとは思いますが、パソコンの場合、テーブルの上で、みなさんの前でやっても、あまりわかりづらいかもかもしれません。

経験者7番：本当のくじ引きみたいなイメージですよね、来たときには。

裁判官：今はパソコンにプログラムされていて、ボタンを押すと、6名と2名の名前が出てくる形なので、絵で見てもあまり、いい絵にはならないかなという感じはあります。

経験者5番：私たちの時は、たまたま6名全員女性が選ばれました。その時に、男性の方たちが後ろでざわざわしているのが聞こえたんですね。6名選ばれて、あと2人補充裁判員が決まっていないうちに、この男性の言い分には「これは絶対に何かあるんじゃないか」って言っていました。全部女性だけに当たったということで。くじを引くと本人も言っていましたので、終わった後に「女性しか選んでいない」とかって。

裁判官：すごくやりたがっていた方がいて、半分冗談でしょうけど、選ばれたのが女性ばかりだったので、半分ふざけておっしゃっていたのではないかと思います。

経験者5番：好奇心が旺盛な方のように、自分は「やりたい」というのがすごくあったようです。

司会：この前は、男性ばかりの事件もありましたが。

経験者5番：古いかもしれませんが、みんなの前で自分で引いた方が、公平なのかなと思います。

7 これから裁判員となられる方へのメッセージ

司会：皆さんから経験されたところのお話を伺えたと思いますが、概ね順調な審理がされているのかなというように伺うことができました。これから、裁判員をされる人にメッセージを残しておきたいということで、何か言っていただければありがたいのですが。

経験者1番：裁判員は、なりたくてなれるものではないので、もし機会があれば、裁判所に来て裁判を聞くということも開かれてはいるのでしょうけど、わざわざ来て聞くということも、滅多にないですよ。わざわざ裁判所に行って裁判を聞くという方は、余程興味がないといなと思うんですよ。自分たちとはちよつと掛け離れた出来事だと思うんですね。だから、裁判員に選ばれたら、新しい知識とか、こんな人が世の中にいるんだとか、いろんな自分の経験も増え

るので、是非、当たったら経験をしてほしいです。

経験者7番：人生1回ですので、いろんな経験した方がいいのかなと思います。多少緊張したり、私の場合は睡眠が取れなくてストレスを感じたりしましたが、裁判所の人たちみんな、思ったより優しいですから。たぶん、裁判所の人たちは、どんな人たちなのかなというのがあると思いますが、みんな優しいし、それに、裁判員になったら、子供たちにも「お父さん、裁判員やったんだぞ」と自慢もできるかなと。守秘義務は、多少気を使いますが、時間が経つと、喋ることも、守秘義務自体も忘れてきて、今では何とも思っていないです。とにかく、自分はまだまだ周りにいる人に「裁判員やった方がいいよ」と言っていますが、周りにいる人のイメージはまだそんなによくないですね、「自分は、やらない、やらない」と言いますので。

司会：それは、裁判所に対するイメージが悪いということですか。

経験者7番：裁判ということ自体が、何か現実とかけ離れている、現実と違うイメージなんだろうね、ドラマで見たりニュースで見たり。まだ3年半くらいですよね。周りにいる人に「自分はこういうふうにした」と自分の経験を話して、「絶対やった方がいいよ」と自分は言っていきます。

司会：どうもありがとうございます。

経験者4番：私の場合は3週間でしたけど、間に休みもあったりして、少しは休める時もあるので苦にならないという、たぶん詰め込みされるのではないかなというイメージもあると思います。日数的にも詰められて、きつい感じがあるのでほとみんな思っているかと思いますが、そういったこともなくて、ゆとりのある裁判であるということも伝えながら、「別に気にすることなく、経験できるのであれば参加してほしい」ということをメッセージとして伝えたいと思います。それから、やりたくないという意見の中には、我々素人が有罪・無罪、また、量刑まで裁くので、その辺りの負担もあるかと思っています。また、有罪、懲役何年と決めても、控訴された後のことが我々には情報も伝わってこないとい

うこともあるものですから、それを考えると「我々がやってもいいのかな、やった意味があるのかな」ということも考えることもあります。裁判員裁判が終わった後、控訴されますが、その後の情報がなかなか・・・。

司会：（控訴審の）結果については裁判員には連絡はしていないのですか。

裁判官：特にしていません。今のところ新聞報道か何かで見ていただくことになります。

経験者7番：新聞報道でも載らなかったり載ったりとか、私も今回裁判員を経験してホームページを見てどうなったかとか調べたりするのですが、そういった情報が全然ないものですから、果たして「あれだけで終わっていいのかな」という部分も、疑問もあるので、裁判員制度の課題としてもあるのではないかと、個人的な意見ですが、その辺りも考えていただけたらなと思います。

経験者1番：7番の方が話していたように、裁判員に対するイメージって、世間ではちょっと勘違いしているところがありますよね。たまたま選ばれたんですけど、本当にたまたまですけど、私も友人に話したら、「これは裁判所が、素性とかいろいろ調べて、刑罰とか無い人から、いい人から選んでやっているんだよ」とか言うので、それは絶対ないと私はわかるのですが、本人は「絶対そんな選び方しているよ」とか「素性のいい人から選んでいる」とか言うので、「それは絶対ないから」と言うのですが、そういったところは、まだ誤解とかあるのかもしれないと思います。

司会：確かに欠格事由がないわけではないのですが、そういう意味では選任の方法等についての理解がまだ行き渡っていないところがあるのかもしれないですね。

最後に、検察官、弁護士、裁判官から順次、本日の感想を一言、まとめて、いただきたいと思います。

検察官：今お話をお伺いしております、私どもは普段立証する立場なので、直接裁判員の方とお話をさせていただく機会というのはなくて、こういった形で審理に参加された皆様方の御感想をお伺いすることができて本当に嬉しく思っ

ております。そして、皆様方が、私が関わった事件でご一緒させていただいた方もいらっしゃるかもしれませんが、一つ一つの事件に真剣に取り組んでいただいて、真剣に取り組んでいただいた結果を判決という形で出していただいたということが、お言葉を聞いてよくわかりました。我々検察官は、先程も申しましたように、立証する側ですので、犯罪を犯したとされる人に、犯したとされている罪にふさわしいだけの刑罰を与えてもらうということが仕事で、それが治安維持に役立つと信じて仕事をしておりますので、検察官の仕事がそういう仕事であるということと、更に、立証をわかりやすくして、裁判員の方や国民の皆様にも納得いただけるだけの判決をいただく仕事ができるように、これからも頑張ろうと、今みなさんのお話を聞いて、また気を新たにしたところであります。ありがとうございました。

弁護士：今日は裁判員経験者の皆様から、いろいろ貴重なお話を聞かせていただきまして、その中には、弁護人の弁護活動に対する厳しい御意見、あるいは御指摘もありましたけれども、我々弁護人の仕事というのは、やはり、被告人の主張というのを最大限、裁判所に伝えていく、裁判員のみなさまに伝えていくということになると思いますので、今日御指摘いただいた点というのは、やはりそれが十分できていないということだと思っておりますので、御指摘いただいた点は真摯に受け止めて、今後の裁判にも活かしていければと考えております。ありがとうございました。

裁判官：裁判員裁判が始まって3年が経過しまして、この1年間、今日お集まりいただきました皆様に参加していただいた事件など、非常に判断の難しい事件でありまして、そのような事件が増えてまいりました。そこで大事なものは、やはり、法律家ではない一般の国民、いわゆる素人でも有罪・無罪の判断ができ、相当な刑を決めるという判断ができるような内容の裁判、審理の内容でなければならぬと思っているところですが、今日お話を伺った限りでは、どうにか素人でも判断できるような内容だったというような御意見をいくつかいただ

けましたので、その点は多少安心しているところであります。ただ、改善点につきましても、いくつか厳しい御指摘がありましたので、ごもっともな御指摘ばかりですので、その点につきましても早速改善を図って、よりわかりやすく、被告人が争っている部分についても適切に判断できるような、そういった裁判にしていかななくてはならないと思いますので、今日の話は明日からの裁判員裁判、今後の裁判員裁判にも活用させていただきたいと思っております。お忙しいところ、どうもありがとうございました。

司会：10分程度休憩を入れまして、報道機関との質疑応答を行いたいと思います。

(休 憩)

第2 報道機関との質疑応答

沖縄タイムス：裁判員裁判の審理の中で、検察官の主張立証と弁護側の主張もあると思いますが、その双方の中で、意見交換の中でも出たと思いますが、双方に改善してもらいたい点があれば、ご自身が経験した裁判員裁判の中で感じた部分があれば指摘していただけたらと思います。1番の方からお願いします。

経験者1番：量刑はある程度の枠内で決めるので、どうしてそのくらいの求刑になるのかがわかりません。私から見たら、何で人をこんなに残酷なやり方で殺して、どうしてこんなに求刑が短いのだろうなという印象でしたので、その辺りが、タイムス、琉球新報さんも、こういったことを記事に載せたらいいんじゃないですかね。求刑がどんな基準で決められているのか、私にしたら、なんでこんなに人をパッて殺すんじゃないかと、じわじわ殺すようなすごい残酷なやり方で殺して、なんでこんな求刑が短いんだろうってすごい思ったものですから、求刑自体の決め方がわからないので、何か基準があるのでしょうか、理由とか、データとか、これだけあれば人が改善するのか、精神が治っていくのか、そういったデータとかがあって、それに基づいて、こういったのが決められて

いるのか、そこがわからないです。そこは、もう少しどこかに、一般市民に知らせる機会があちこちであつたらいいなと思いました。審理は分かりやすかつたです。

司会：今言われたのは、検察官の求刑の根拠が納得いかない点があつたけれども、どういふことでそういう求刑が出てくるのか根拠を明らかにして欲しいといふことですか。

経験者1番：私としては、もっと厳しくしてもいいんじゃないかと思つたものから、他の事件の裁判の決定を見てみたら、20年というのもあつたので……。これは、20年というのはどんなすごい殺人だつたんだろうとか、共犯みたいな感じのものなのに、すごいこれは重いなと思つて、何がこんなに違ふのだからうと思つたんですよ。

司会：罪名が傷害致死で殺人ではないのですが。

経験者1番：私から見たら殺人でした。

司会：そこは、やはり犯罪としては、どのような犯罪が……。

経験者1番：率直に、たぶん素人が聞くと完璧に殺人ですよ。

裁判官：検事はさすがに殺意はちょっと無理かなと思つて起訴されたのだと思ひますが、ただ、傷害致死の中でも一般的な量刑傾向からすると重い部類の求刑はしています。それでも軽いんじゃないかとお感じになつたといふことなのですね。

経験者1番：被告人が若いだけに、出てくるときも、まだ体力バリバリの時期に出てくるので、ちょっと怖いと思つたんですよ。そういう人が世の中に出てくるといふことが。

経験者2番：冒頭陳述のときに資料をいただいたのですが、検察側と弁護側と、資料見ながら目で追う形でやつていったのですが、この日に選任されたばかりで、心の準備もできないまま急に説明を聞いて、自分の中で追いつかなかつたんですよ。できれば、資料も、もう少しわかりやすく作つていただけると、より理

解が早いのかなと感じました。

経験者3番：私ときは、検察官も弁護士さんも、とても有能というか、とても上手にお話をしていて、資料も適切で、すごく順序立てて話をさせていただいて、とてもわかりやすかったです。改善点というのはないです。

経験者4番：私たちの裁判は特殊性があって、米軍人の殺人ということで、それにプラス、なおかつ、共謀という形の裁判でしたので、弁護側、検察側ともに資料も詳しく、読んでも理解できるような形で資料を作っていたので、私はそういった面ではよかったと思っています。

経験者5番：初めての裁判員裁判に出て、右も左もわからないところでしたが、みなさん、事件について、よく調べているとは思いますが、話が長いのかな、検察官の話が長いと思ったところがありました。後は、別にわかりやすかったです。裁判にもよるとは思いますが、本人も自白しているし、すごくわかりやすく、スムーズにいった裁判だったと私は思いました。

司会：検察官の話が長いというのは、冒頭陳述ですか。

裁判官：書証の説明が少し長かったという特徴がありました。

経験者5番：説明というのか、初めてなので、もっと簡素なのかと思ったら、意外と長いので、こんなもんだらうと私は思いました。他の裁判を見たことがないのでわからないのですが、後は、本当にスムーズにいった裁判で、わかりやすかったです。

経験者6番：私の場合も特殊というか、外国語を使う被告人でしたが、検察官の冒頭陳述などは、とてもわかりやすかったです。弁護士側の方は・・・、少し厳しいのですが、結構「何を言っているのかわからない」、「意味が取りづらい」ようなところがありました。何ていったらいいんでしょうか、もう少しまとめて、まとめているはずなんですけど、その辺りで慌てているのか何なのか、伝わりづらいところがあったので、趣旨がわからないようなところもあったので、私たち素人ですので、その辺りはわかりやすく説明をしていただけたらいいな

と思いました。

経験者7番：私も似たような感じですが、私が関わった検察官、弁護人の流れを見て、検察官の言うのは、初めに冒頭陳述から入りますが、同じトーンで、ずっと聞いていると、初めてなものですから、集中力が持たないかなということも多少はありました。全体を通しては、検察官の資料等はよく理解できました。弁護人の方は、少し、検察官に比べるとわかり難い部分もありましたけど、全体を通しては、弁護人の方が少しだけわかり難い、検察官の方はわかりやすかったです。ただもう少し、私たち慣れていなくて、初めてですので、メリハリとといいますか、ずっと同じトーンで何も変わらずやると、どうしても集中力がだんだんなくなるという部分がでてきました。あと、資料等も、できればカラーとかできないでしょうか。カラーでわかりやすく、見やすく、できればその方がいいなと思いました。

経験者8番：私は7番さんと同じ裁判でしたが、検察官の冒頭陳述は、選任手続が終わって直ぐ、その事件の内容もあまりわからないまま聞くには、少し長すぎた感はありますが、裁判を進めるにつれて、検察官の言い分がよくわかるようになってきました。ただ弁護人さんは、被告人との意思疎通がとられていなかったのかなというのもあって、検察官に比べて迫力不足ではありましたが、それなりに頑張っていらっしゃったかなと感じました。

裁判官：覚せい剤の事件で、検察官の冒頭陳述は20分程度、A3用紙1枚とA4用紙1枚で、少しボリューム的には若干長めにはなっていますが、検察官いかがでしょうか、必要な範囲なのかもしれませんが。

検察官：検察官としては覚せい剤の事件ということで、一般の方にはなかなか馴染みの薄い事件かなと思ってしまして、御理解いただくには、ある程度内容を最初の段階で御説明する必要があると思って、一定量説明をさせていただきました。

沖縄タイムス：先程、1番の方が最初に言った求刑を、そもそもどうやって決めて

いるのというのは、検事から言える範囲で説明されてもよいのではと思いますが。

検察官：なかなか一般的なお話をしづらい例がございまして、事案に応じて総合的にと言わざるを得ないのですが、1番の方がおっしゃったような、まず人が死んでいる事件であれば結果が重大であることは間違いありません。人が死ぬにしても、どういうやり方で亡くなっていったのか、そのやり方が、評価的な話になりますが、どれだけ悪質なのかという点も当然考慮しますし、あとは、亡くなられている方はもう話すことができませんので、話すことができない方、亡くなられた方の気持ちがどういうものなのか、それから遺族がいらっしゃるのであれば、遺族がどのような感情をもっているのか、それから社会的にどれだけ影響を与えているのか、そういったところを加味した上に、同じ事件というのは存在しないのですが、似ているような要素を持った事件は数多く存在しているものなので、そういった事件で、はたして検察官がどういう求刑をしているのか等も調査した上で、例えば、ある検察官が同じ事件をやったときに、仮の話ですが、それが懲役20年の求刑で、違う検察官がやった場合に懲役10年の求刑となると、それはそれで不公平が生じてしまいますので、その辺りの公平感を欠かないような配慮をした上で、求刑を決めさせていただいています。

琉球新報：弁護士にも、みなさんから、わかりづらいという言葉も出ていたので、弁護士側として、逆にどういうところで、わかりやすさを求めている、裁判員裁判に臨んでいるのかを聞ければと思います。

弁護士：他の弁護士がどのようにしているのかは相互にチェックしているわけではないので、他の事件について述べるのは難しいのですが、基本的には、情報は共有しています。わかりやすくという点は非常に悩ましくて、我々もそのノウハウはあまり持っていないので、手探り状態です。

司会：弁護士会の刑事弁護研究会などで検討されていますか。

弁護士：随時、研修を開いたり、裁判員裁判の報告会があったりします。あとは、それぞれの事件で作った冒頭陳述や弁論の資料の概要等を共有するようにして、あとは、それぞれの裁判に補助者を一人入れるようにしてしまっていて、補助者からも裁判の状況を報告して、問題点を指摘してもらおうというような工夫をしているところです。

司会：本日のような弁護士に対する要望を、反映する場はあるのですか。

弁護士：裁判員裁判に限らず、刑事事件全体について問題点を話し合うということはやっていますので、そこでフィードバックさせていただきたいと思っています。

沖縄タイムス：7番の方が、周りの友人・知人等の中で、あまりイメージがよくないという話をされていましたが、もう少し具体的に補足していただきたいと思っています。

経験者7番：イメージが悪いというか、「裁判員になりました、やりました、きたら是非参加した方がいいよ」と言ったら、イメージが悪いのかどうか、「いや、自分はやらないよ」とか「断る」とか、そういう感じの人が。イメージが悪いのかどうかはわからないのですが「自分は割と拒否している」というような感じの人が周りには多いですね。私が「経験したけれど、そんなに難しくないよ」と話しても、それでも「ん〜」という感じで、「自分もやろう」というまで答える人は今現在私の周りにはいないですね。イメージが悪いというまでではないと思いますが、裁判員制度自体が、まだみんなに浸透していないのかなと思います。

沖縄タイムス：全員の方に質問ですが、私が個人的に思っている疑問があつて、仮の話で恐縮ですが、職業裁判官だけの裁判と裁判員裁判を選ぶ制度があるとして、裁判員経験者として、評議の中身、審理も全てご覧になられて、経験された皆さんが、被告人の立場で、量刑を決められる立場になった場合に、どちらを選ぶかということと、その理由を簡潔に言っていただきたいと思っています。

経験者 1 番：裁判を聞くこと自体も今回初めてですし、裁判官だけでやる裁判と、裁判員が参加する裁判の違いや差がわかりませんが、周りに聞いたこともないし、興味もなかったのも、もし私が被告の立場になったら、どうしてもどちらか選ぶことになれば、裁判官だけの裁判を選ぶかもしれません。裁判員は一般の人なので、どうしても一般的な感情が入りますよね。被害者の立場というのも、すぐ感情移入しやすいので、加害する立場にはなりづらいですが、いつ被害者になるというのは割とあると思います。レイプの問題にしても、火事にさせられた問題にしても、そういうのは少し感情移入しやすいんですね。だから、裁判員がいると、少し刑が重くなるのではないかと思って、刑を軽くして欲しいという下心があるのでしたら、裁判官だけの裁判を望むかもしれないです。そう思いました。

経験者 2 番：私は裁判員の方がいいのかなと思います。一番最初に裁判でやるということに関して裁判官が、一般の方、いろんな経験を踏んだ方のいろんな意見を聞いて、評議していくことに意義があると話されていて、「確かにそうだな」と自分も共感できたので、裁判員裁判をやる意味というのは、そういうところにあるのではないかということ、いろんな人の意見を採り入れるということ、それで量刑がかなり大きく左右されるということはないと思うので、みなさんが真剣に考えて下した結果ですので、経験した自分としては、裁判員に決めてもらうのがいいのではないかと思います。

経験者 3 番：少し難しいのですが、私もどちらかと言えば 2 番の方と同じ意見です。法律に詳しくないけれども、みんなで真剣になって勉強しながら真剣に決めるという、いい意見が聞けて、いいのではないかと思います。

経験者 4 番：私も裁判員裁判の方がいいのかなと思っています。そもそもこれが始まったのが、従来の裁判にあったような冤罪を防ごうということもあるかと思いますが、私が逆の立場であれば、裁判員の皆さんに、私は無罪だという主張もできるのかなと、主張しやすいのかなという面があるかと思いましたので、

裁判官だけよりは、裁判員がいる裁判の方が主張しやすいのかなと思うので、裁判員裁判の方がいいと思います。

経験者 5 番：私も裁判員裁判の方がいいのではないかと思います。いろんな経験をして、いろんなことを積み重ねた人たちの、いろんな意見も大切な意見だと思いますので、やはり、いろんな人の意見を聞いて刑を決めていくことは大切なことだと思います。もし自分がそうなった場合にも、やはりみんなで決めたことだから、それに従うということで、あきらめもつくのかなと思いました。

経験者 6 番：私は裁判員裁判の方がいいと思います。いろんな感情移入もありますが、十人十色いろんな人に意見がありますし、移入している人もいれば、冷静に見つめている人もいますので、その中でのいろんな意見が出て、その中で決まっていくことだから、求刑の中での刑が確定するので、それで納得できるというように思います。

経験者 7 番：私も裁判員裁判でやってほしいと思います。個人的な意見としては、求刑とか判決、だいたい同じような事案とか判例とかで、似たような結果が出るような感じかなと率直に思っています。そうであれば、始めから似たような事件だと結果がだいたいわかるので、それではどうかなと思います。ずっとそのまま、永遠に似たような同じ事件は、だいたい何年っていうイメージもどうかなと思うので、裁判員の一般の意見を聞いて、どこかで、この事件は何年ということではなくて、私たちの意見も採り入れて、いつかは流れが変わったり、いろんなことが起きるような気がしますので、是非裁判員制度はずっと、どんどん続いて欲しいし、私が被告だったら裁判員裁判を選びます。

経験者 8 番：私も、もし被告になった場合、迷わず裁判員裁判の方にやっていきたいと思います。この制度自体、取り入れたというのは、やはり法律の専門家の中で、何件かは冤罪があったということがありましたので、そういう意味では、市民が参加して、そして、我々が直接意見も求められますので、その中で判断していくので、自分が被告になった場合、そういう意見を聞いてくれる市民が

参加できる裁判員裁判の方がいいと思います。

沖縄タイムス：4番の方にお伺いしますが、無罪主張しやすいというのは、8番の方が言われたように、同じ市民として、こちらの主張を聞いてくれるということですか。

経験者4番：無罪とかに関わらず、自分の主張が述べやすくなるのではないかなという意見です。強制的に押し切られて認められるケースも、そのような過去の事例もあって、この制度が活かされていると思うので、自分の主張も言いやすくなるのが裁判員制度ではないかということでの意見です。

琉球新報：ストレスは最初はあったけれども、終わった後は特に感じることもなかったというお話が多かったと思いますが、今まで裁判員を受けた方の中には、精神的な疲労が残ったという方もいたようで、裁判員同士で語り合う場も必要ではないかというようなことを求める声もあったようですが、そういった場があったほうがいいのかどうかをお伺いしたいのですが。

経験者1番：ストレスとか、裁判を聞いて、参加して、詳しくわかって、いろいろな悪いことがあった状況を目にすることになりますが、私も最初は心配で、自分の潜在意識の中に入って、何かあるのではないかとか気にはなっていました。でも、今のところは別段影響はないです。将来的にフラッシュバックがあるかどうかはわかりませんが、今のところは別にストレスもなく、そのような必要性も感じていません。

経験者2番：ストレスは特になく、ないように裁判所の方がケアしていただいていると思っています。それと、こういう意見交換会というのは必要かなというのがあります。再認識というか、自分がやった重みというのがわかるので、このような意見交換会を続けていただけたらと思います。

経験者3番：私も特別にストレスを感じてはいません。ストレスはほとんどありません。私たちの一緒にやった仲間は、連絡を取り合って「いつか会おうね」ということで、お互い連絡先は控えているのですが、なかなか、みんなそれぞれ

仕事があって、まだやっていません。これから一緒に裁判、勉強した仲間が集まって、いろいろやりたいなと考えています。

経験者4番：私もストレスは感じなかった方ですが、経験者の中にはいるのかもしれませんが、裁判員経験した者同士の意見交換会という形もあってもいいのかなとは思っています。

経験者5番：私もストレスというのは感じたことはありません。たぶんこれからも、終わったことだから後には引かない、私はそういう性格なので、だから、ストレスは感じませんでしたし、裁判の3日間の中で、食事やミーティングをする時間があつたときに、そこでいろいろ意見交換ができて、自分が思っていることとか、相手が思っていること、裁判官が思っていることとか、いろいろ意見交換ができて、その上でストレス解消とか、わからなかったことがわかったので、私は今のところストレスは全然感じていません。いい経験しました。

経験者6番：私もストレスは感じない方ですので、何も後を引きませんでした。このような意見交換会というのはとてもいいことだと思います。ただ、強いて言えば、一緒に参加した人がもう一人くらいいれば、懐かしいような、そのようなこともあります。今日初めてみなさんお会いする方達ですので、その辺りで少し、団らんのような話ができないことはあります。もう一人くらい同じ裁判に関わった人で、二人でペアとかであれば、もっといいかなと思います。

経験者7番：私は8番の方と一緒にしたので、同窓会ではないのですが、少し、ほっとする感じはします。私は少しストレスがありましたが、打ち上げを一緒にさせていただいて、不思議と次の日から全くありませんでした。起きたとたんに、気持ち、すっと抜けたような感じがして、「昨日と違う」という感じで不思議な感じでした。でも守秘義務というのがどこかであつて、「誰にも言うてはいけないことがあるな」ということが頭のどこかにあるものですから、メンバーと連絡とりあつて「直ぐに会いたいな」と初めは思いましたが、1箇月もしたら、別に守秘義務自体も忘れてしまつて「集まる必要もないかな」とい

う感じになっていますが、でも、久々に会って嬉しい感じはします。私が裁判員を経験して思うことは、裁判自体を見るのも初めてでしたから、大袈裟かもしれませんが、人はやはり、いつどうなるかわからない、明日も今日と同じ日が当たり前に来るとは思わないで生きていこうと、すこし大袈裟かもしれませんが、少し人生観が変わったような気がしました。でも、最近、また、普通に戻ってきました。

経験者 8 番：私は裁判が 7 日という日程でもありましたので、その時は、どのように被告や証人に質問しようかと夜も寝ずに考えていたら、被告や証人に軽く受け流されて、あの質問は何だったのだろうかと思いましたが、ストレスというほどのことはありませんでしたし、みなさんとも、このような機会に知り合えて、本当に裁判員裁判に参加してよかったと思います。新聞やテレビにも、普通に裁判員裁判が報道されていますし、実際、経験してみて注意深く見るようになりました。裁判員裁判を経験しなければ、そのようなこともなかったと思っています。

司会：よろしいでしょうか。それでは、これで終了したいと思います。長時間お疲れ様でした。